

国立国会図書館月報編集員等に関する件

(昭和三十六年二月十六日決定)

改正 平成 十四年三月三十一日館長決定第二号

同 二十一年七月二十三日同 第六号

総務部に国立国会図書館月報編集員、同書評員及び同取材員を置くの件を次のように定め、昭和三十六年二月十六日から施行する。

1 総務部総務課長の命を受けて国立国会図書館月報（以下「月報」という。）の編集に関する事務を行わせるため、総務部総務課に、国立国会図書館月報編集員（以下「編集員」という。）、国立国会図書館月報書評員（以下「書評員」という。）及び国立国会図書館月報取材員（以下「取材員」という。）それぞれ若干人を置くことができる。

2 編集員、書評員及び取材員は、職員のうちから館長が命ずる。

3 編集員は、月報の企画、割付、原稿の加筆訂正等の業務を行なう。

4 書評員は、書評欄に採録すべき図書、書評主題、執筆者の選定等書評に関する業務を行なう。

5 取材員は、月報の取材、取材に関する情報の提供及び取材原稿のとりまとめに関する業務を行なう。

6 月報の編集に関する業務を行なうため、編集員並びに書評員及び取材員それぞれ若干人で国立国会図書館月報編集会議（以下

「編集会議」という。）を構成する。

7 編集会議は、総務部総務課長が主宰する。

8 月報の企画に関し専門的見地から助言させるため、国立国会図書館に、国立国会図書館月報企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

9 委員会の委員は、職員のうちから館長が命ずる。

10 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

11 委員長は、会務を掌理する。

12 編集員は、第三項に規定する業務の円滑な実施に資するため、必要に応じ、委員会に出席することができる。

13 編集会議及び委員会に関する事務は、総務部総務課で行う。

附 則 (平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月二十三日館長決定第六号)

本件は、平成二十一年八月一日から施行する。